

生産性向上設備投資促進税制の創設①

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図る為、『先端設備』（『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』は②で説明）を導入する際の税制措置を新設されました。

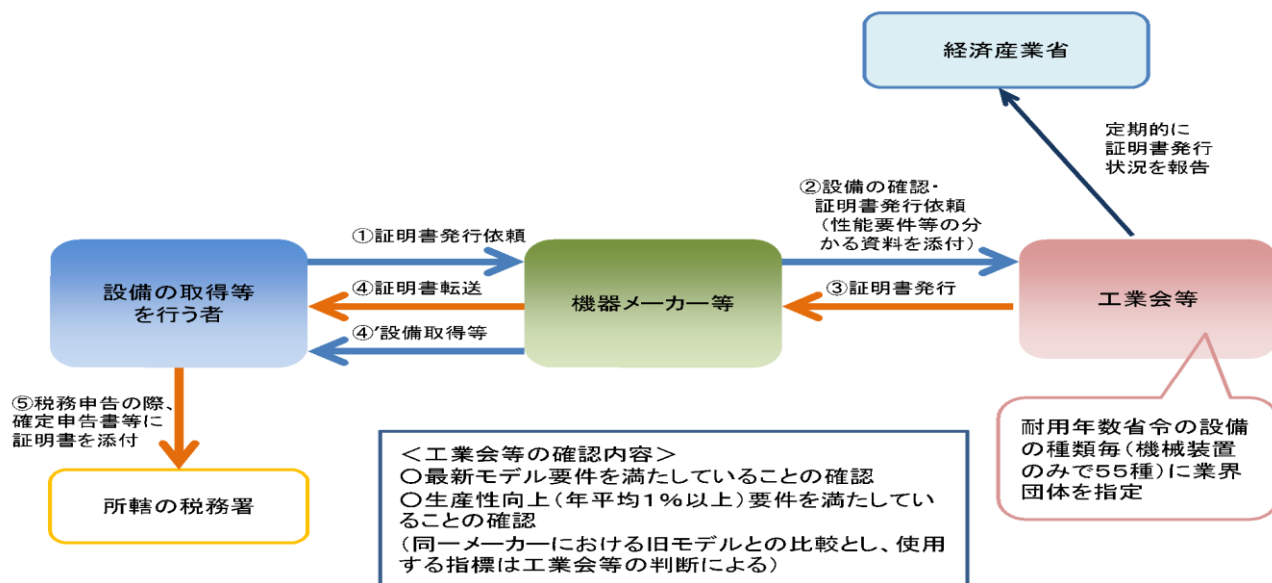
1. 概要（先端設備）

対象設備 (要件)	『機械装置』及び一定の『工具』『器具備品』『建物』『建物付属設備』『ソフトウェア』のうち、 下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。） ①最新モデル ②生産性向上（年平均1%以上） ③最低取得価額以上
確認者	工業会等
税制措置	○産業競争力強化法施工日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで ：即時償却か税額控除（5% ただし、建物・構築物は3%）の選択制 ○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで ：特別償却（50% ただし、建物・構築物は25%）か税額控除（4% ただし、建物・構築物は2%）の選択制 ※ただし、税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限

2. 対象設備リスト

機械装置（単品 160 万円以上）	全て
工具（合計 120 万円以上かつ単品 30 万円以上含む）	ロール
器具備品（合計 120 万円以上かつ単品 30 万円以上含む）	試験又は測定機器・冷房用又は暖房用機器・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー・サーバー用の電子計算機
建物（単品 120 万円以上）	断熱材・断熱窓
建物付属設備（合計 120 万円以上かつ単品 60 万円以上含む）	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く）・冷房、暖房、通風又はボイラー設備・昇降機設備・アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限る）・日射調整フィルム
ソフトウェア（合計 70 万円以上かつ単品 30 万円以上含む）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

3. まとめ



○あくまで比較するのは同一メーカー内での新モデル・旧モデルのみであり、他メーカーとの比較や、ユーザーが元々使用していたモデルとの比較は行わない為、機器メーカーから要件を満たす旨の証明書があれば適用が可能になります。